平成２８年（フ）第３３７２号
（最後の住所）大阪市生野区林寺２丁目３番１号　るみえーる阪越305
破産者　被相続人亡山内利雄相続財産
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７０号
大阪市北区天神橋２丁目１番51号
破産者　株式会社技光テック
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２号
大阪市浪速区元町１丁目13番７号
破産者　泉物産株式会社
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市大浜町２丁目53番地
破産者　ショートク株式会社
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋24782番地
破産者　有限会社釘田養鶏場
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第９０号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8613番地
破産者　株式会社山之内建設
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
静岡県駿東郡清水町堂庭265番地の10
破産者　有限会社ナベプロ
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
三重県津市半田466番地
破産者　有限会社小林製作所
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２４号
三重県津市島崎町253番地　ハナトピア201、前住所三重県津市渋見町630番地80
破産者　小林　暁生
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２１号
三重県桑名市赤尾台８丁目27番地　ニューシティ　チェスナッツＡ－１Ａ
破産者　藤井　　浄
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８号
大津市本堅田４丁目27番14号
破産者　株式会社オーエス
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３１９号
福岡県朝倉郡筑前町栗田685番地、破産手続開始決定時の住所福岡県大野城市御笠川２丁目17番１号　ＴＳビル２Ｆ
破産者　扇　　清秀
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６３号
福岡市東区松香台１丁目９番21―101号
破産者　福本　雄介
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３１１号
大分県日田市天瀬町赤岩46番地４　浮月寮102号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市杷木志波21番地１　やすらぎの里めだか308号
破産者　樋口　範行
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２１号
茨城県水戸市笠原町1599番地の２
破産者　小野瀬喜代江
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２７１号
福岡市早良区飯倉２丁目10番49―804号
破産者　水野美千代
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５３４号
福岡市東区青葉１丁目11番17号
破産者　勝田　美子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３５９号
大阪府寝屋川市八坂町14番16―306号
破産者　寺尾嘉代子（旧姓山中）
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部